

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却系圧力指示計点検において、熱交換器入口圧力計検出元弁(5台)に弁シート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系防蝕剤タンク液位スイッチ点検において、液位スイッチ挿入箇所のカバーが錆・腐食により開かない事象が認められたため、当該カバーを点検・清掃。	GⅢ	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系防蝕剤注入ポンプ吐出圧力計点検において、当該圧力計に腐食及び計器内部への浸水により、計器校正不良が認められたため、対応を検討。	GⅢ	
4	1号機	サービス建屋換気空調系蒸気発生器水位スイッチ点検において、計器内部及びフレキシブル電線管に腐食・浸水が認められたため、当該水位スイッチ及びフレキシブル電線管を交換。	GⅢ	
5	1号機	過渡現象記録装置データ吸上げ作業において、保守ユニット「停止」操作により常用系サーバーを停止したところ、待機系サーバーが常用系に切り替わらない事象が認められたため、対応を検討。	GⅢ	
6	2号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器減圧装置において、減圧装置グランド部よりじみ程度の水漏れが認められたため、当該部を修理。	GⅢ	
7	4号機	原子炉一次格納容器内空気作動弁用計装用圧縮空気配管集合箱(3ヶ所)内ミニチュア弁において、弁グランド部より空気漏れが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	シャワードレン系放出カナル小流量計入口弁作動用計装用圧縮空気供給元弁において、弁グランド部より空気漏れが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
9	3・4号廃棄物処理設備	3・4号廃棄物処理建屋地下1階に設置される作業電源の使用に際して、作業電源開閉スイッチ内のヒューズ切れ(2本/3本中)が認められたため、当該ヒューズを交換。	対象外	H26.7.29再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
10	3・4号廃棄物処理設備	焼却設備ドラム缶昇降機ケーシング部コンベア動作確認において、手動運転操作によるコンベア前進の際、前進できない事象が認められたため、当該手動操作スイッチを交換。	GⅢ	